

◎執行官法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第一八号)

一、提案理由 (平成一九年三月九日・衆議院法務委員会)

○長勢国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び執行官法の一部を改正する法律案につきまして、一括してその趣旨を御説明いたします。

…………… (略) ……………

次に、執行官法の一部を改正する法律案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置を廃止しようとするものでありまして、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の支給を廃止することとしております。

第二に、執行吏の身分についての経過措置、金銭の保管等についての暫定措置、臨時の職務の代行についての暫定措置等を廃止することとしております。

このほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるとともに、関係法律について必要な規定の整備等を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告 (平成一九年三月一六日)

○七条明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、執行官法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給を廃止し、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、この法律の施行の際、現に恩給の支給を受けている者及び受給資格を満たしている者に対しましては、従前の例により恩給を支給することといたしております。

両案は、去る三月九日本委員会に付託され、同日長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日質疑を行い、本日質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えておきます。

以上、御報告を申し上げます。

○附帯決議 (平成一九年三月一六日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の廃止に伴い、執行官の執務

環境の整備に努めること。

二 執行官の職務の重要性にかんがみ、執行官の人材の確保に努めること。

三、参議院法務委員長報告（平成一九年三月二八日）

○山下栄一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、執行官法の一部を改正する法律案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置等を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、裁判官の人材確保及び養成の在り方、裁判官以外の職員の態勢整備の在り方、法曹養成の現状と展望、執行官の報酬制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二七日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の廃止にかんがみ、執行官の職務及び報酬制度の特殊性を踏まえ、執行官の執務環境の整備に十分配慮し、事務能率の向上に支障が生じることのないよう努めること。

二 近年、ますます拡大・複雑化している執行官の職務の重要性にかんがみ、執行官にふさわしい人材の確保に努めるとともに、専門性強化のための研修の充実等を図ること。

右決議する。